

神奈川県 中郡卓球協会 規約

第一章 総則

- 第 1条 本会の中郡卓球協会と称する。
- 第 2条 本会の事務局は理事長選出地区に置く。
- 第 3条 本会は県内卓球競技に関し交渉権を有する統括団体である。
- 第 4条 本会は県卓球協会および各支部卓球協会、その他関係諸団体との事務連絡にあたる。
- 第 5条 本会は日本卓球協会および県卓球協会に加盟する。
- 第 6条 本会は中郡卓球協会の総意によって組織する。

第二章 目的

- 第 7条 本会は卓球に関する郡内の総括と親睦を図り、卓球競技における管理運営、普及発展に寄与することを目的とする。

第三章 事業

- 第 8条 本会は前章の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 加盟団体の強化発展と相互の連絡、協調融和を図ること。
 2. 中郡内における卓球諸大会の開催に関すること。
 3. 卓球競技者の資質向上に関すること。
 4. 卓球の研究と指導講習会等に関すること。
 5. 県大会に派遣する役員、監督の選定に関すること。
 6. その他、本会の目的達成のため必要な事業を行う。

第四章 加盟団体及び賛助役員

- 第 9条 本会は原則として各町の統一団体、クラブを会員として組織する。(個人参加も許可)

- 第10条 本会に加盟しようとする団体は規約、役員名簿、その他必要事項をそえて会長に申し出て、理事会の承認を受けなければならない。

また、加盟を希望する団体には、中郡に在住・在勤・在学の選手が1名以上いることを条件とする。なお、以前に在住・在勤・在学していた者もあてはまることとする。

- 第11条 加盟団体は毎年所定の会費を納入しなければならない。

- 第12条 加盟団体は次の各項のいずれかに該当した時はその資格を失う。

- 1項 脱会 2項 解散 3項 除名

第13条 加盟団体は脱会しようとする時は会長に届けなければならない。

第14条 加盟団体の除名は理事会において全理事の3分の2以上の議決により会員として不適当と認められた時である。

第15条 本会に賛助役員及び名誉役員を置くことができる。

第五章 役員

第16条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 (2) 副会長 2名 (3) 理事長 1名 (4) 副理事長 1名
(5) 会計 1名 (6) 常任理事 8名 (7) 理事(参加団体代表者) (8) 監事 2名

第17条 役員職務は次の通りとする。

1. 会長は本会の会務を統轄し、本会を代表する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に支障のある時、または執務不能の時はその執務を代行する。
3. 理事長は会長及び副会長を補佐し、会務を遂行する。
4. 副理事長は理事長を補佐し、会務分掌の部長を兼務する。
5. 常任理事は会務を分掌し、会務を遂行する。
6. 監事は会計を監査する。

第18条 役員選出は次の通りとする。

1. 会長及び副会長は、年度始め総会（理事会）で推挙する。
2. 常任理事は、年度始め総会（理事会）において理事の互選により選出する。
3. 理事長、副理事長は、年度始め総会（理事会）で推挙する。

第19条 理事は各団体から1名以上と、その他に会長の推薦を受けたものより選出する。

第20条 監事には理事会の推薦により、会長が委嘱する。

第21条 本会に名誉会長、顧問、参与を置くことができる。

第22条 役員任期は2年とし、再任は妨げない。

第23条 補欠又は増員による役員任期は前任者の残任期間とする。

第六章 機関

第24条 年度始め総会（理事会）は毎年始めに会長が召集し議長は副会長とする。

第25条 臨時理事会は会長が必要と認められた時、又は理事の3分の1以上の要求があった時は、会議の目的を示して召集しなければならない。

会長が常任理事会の議決を経て支障がないと認められたときは、文書をもって理事会に替えることができる。

第26条 理事会（年度始め総会）において次の事項を審議決定する。

1. 事業計画および収支予算に関する事項。
2. 事業報告および収支決算に関する事項。
3. 役員を選出。
4. その他の必要な事項 **（規約の改訂を含む）**。

第27条 常任理事会は必要に応じて会長または理事長が召集する。

第28条 常任理事会は理事会において議決又は委任された事項および緊急を要する事項を審議し、決定する。司会は理事長が行う。

第29条 常任理事会において、会務遂行のために必要に応じ専門委員を設置することができる。

第30条 各会議は出席役員の過半数により議決し、可否同数のときは議長が決める
但し、理事が理事会に出席できない時は委任状を認める。

第七章 会計

第31条 本会の資産管理については、理事会の議決を要する。

第32条 本会の経費は会費、事業収入、寄付金およびその他の収入をもってこれにあてる。

第33条 本会の会計期日は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第34条 本会の会費は別表による。

付則

1. 本規約は昭和57年 2月27日に制定する。
2. 本規約は平成 5年 5月13日に改訂する。
3. 本規約は令和元年 5月30日に改訂する。
4. 本規約は令和 5年 5月14日に改訂する。